

地域学校協働活動推進委員会傍聴要領

1 趣旨

この要領は、地域学校協働活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、5人とする。

3 傍聴の手続等

- （1）推進委員会を傍聴しようとする者は、推進委員会の開催予定時刻までに、受付で別記様式に必要事項を記入し、委員長の許可を得た上で、事務局の指示に従い入場するものとする。
- （2）傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を締め切るものとする。
- （3）推進委員会がオンラインで開催される場合については、推進委員会の開催予定時刻までに事務局あて電子メールで申し込み、委員長の許可を得た上で、事務局の指示に従い入場するものとする。

4 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、推進委員会を傍聴するに当たっては、次の事項を厳守することとし、これに違反したときは、委員長は注意を与え、なおこれに従わないときは、退場を命じることができるものとする。

- （1）推進委員会開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- （2）騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- （3）会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- （4）会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- （5）（1）から（4）までに掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、推進委員会の支障となる行為をしないこと。

附 則

この要領は、平成24年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月30日から施行する。